

令和5年度魚沼市結婚活動支援補助金のお知らせ

事業の概要

少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、出会いの機会創出及び結婚に資するため、結婚を希望する独身者が結婚活動に係る事業利用に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

下記の①～④をすべて満たす者とします。

- (1)魚沼市に住民登録をしている者
- (2)年齢が20歳以上で、結婚を望んでいる独身者
- (3)市税等を滞納していない者
- (4)魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

補助の対象となる経費

婚活事業を利用するために要する費用のうち、次に掲げるものとします。

- (1)新潟県の運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の利用規約に規定される入会登録に掛かる費用。ただし、キャンペーン等により、割引を受けた場合は割引後の費用。
- (2)その他市長の認めるもの

補助金の額等

補助対象経費に相当する額又は、11,000円のいずれか低い額とし、1回に限り補助します。

申請方法

結婚活動支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に下記添付書類を添え、本庁舎2階地域創生課に提出(郵送又は持参)してください。

- ① 身分証明書の写し(運転免許証など)
- ② 住民票の写し
- ③ 婚活事業の利用に係る領収書等
- ④ 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し
- ⑤ 市税を滞納していないことを証する書類

※申請書は、「ハートマッチにいがた」サポートセンターでの入会登録時に配布するほか、本ホームページでも公開します。

申請受付期間

随時受付を行います。

受付の終了については市ホームページでお知らせいたします。

申請の流れ

申請【申請者】 「ハートマッチにいがた」へ登録後、申請書を提出してください。

↓

審査・交付決定【市役所】 補助金交付決定通知書兼確定通知書によりお知らせします。

↓

補助金支払い【市役所】 指定の口座にお支払いいたします。

留意事項

- ・「ハートマッチにいがた」に登録した年度の3月31日までに申請を行うこと
- ・システムの利用に関しては、「ハートマッチにいがた」利用規約の内容を遵守すること
- ・その他、補助金要綱の内容を遵守すること。

【お問い合わせ・申請書提出先】

〒946-8601 魚沼市小出島 910

魚沼市役所総務政策部 地域創生課まちづくり係(本庁舎 2 階 13 番窓口)

TEL:025-792-9752 FAX:025-792-9500 メールアドレス:chiiki@city.uonuma.lg.jp